

## 亀山市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月25日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 変更があった地縁による団体の名称

天神連合自治会

### 2 変更があった事項及びその内容

#### (1) 規約に定める目的

変更前 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、住みよい健全な地域社会の維持及び活性化に資することを目的とする。

- 1 清掃、美化等の活動を進め、美しい住みよい町づくりを推進する。
- 2 回覧物、配布物を通して、区域内住民相互の連携を図る。
- 3 不動産の維持管理及び運用を図る。
- 4 文化活動の推進と青少年の健全育成に努める。
- 5 区域住民の健康増進及び福祉向上を図るための行事を行う。

変更後 本会は、区域内相互の扶助と親睦をはかり併せて自治活動の振興と天神地区の発展向上に寄与せんとするものであり次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、住みよい健全な地域社会の維持及び、活性化に資することを目的とする。

- 1 自治会の振興に関すること。
- 2 市政に協力し併せて民意の反映に努めること。
- 3 天神公民館運営事業。
- 4 高山観音山管理事業。
- 5 天神墓地管理事業。
- 6 不動産の維持管理及び運用。
- 7 その他目的達成に必要な事業。

#### (2) 主たる事務所

変更前 三重県亀山市天神二丁目3663番地6の天神公民館

変更後 天神連合会長宅

3 変更の年月日

令和5年4月16日

4 変更の理由

自治会運営の実情に合わせてとともに、適正な運用を図るため。